

須賀川市復興推進計画

平成26年1月17日
福島県須賀川市

1. 計画の区域 須賀川市全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方を中心として未曾有の被害をもたらした。殊に本市では、内陸部でも最大の震度6強を観測し、市の全域において建物の倒壊や破損、道路や上下水道の損壊等が発生するなど、その被害は極めて甚大なものとなった。

また、原子力発電所の事故による工業製品の出荷量の減少が影響し、その被害額は商工業を中心に約30億円にも上るなど、市内の地域経済に甚大な影響を及ぼしている。

このようななか、県が策定した「福島県復興計画（第2次）」においては、「復興へ向けた重点プロジェクト」として医療関連産業集積プロジェクトが掲げられており、創薬拠点の整備をはじめ、医薬品の開発支援、新規産業・雇用の創出等に取り組むことにより、我が国をリードする医療関連産業の集積地域となることを目指している。

また、福島復興再生特別措置法に基づく「重点推進計画」のひとつとして、「医薬品及び医療機器に関する研究開発を行う拠点の整備を通じた新たな産業の創出及び産業の国際競争力の強化に寄与する取組」を行うこととしており、医薬品関連企業の育成・集積の促進により創薬産業の振興を図るとしている。その他、「福島県総合計画」や「産業復興再生計画」、「福島県商工業振興基本計画」においても、医療関連産業の振興・支援を規定している。

さらに、本市においては、「震災復興計画・実施計画」において、先進医療施設など、医療関連産業の企業誘致促進等を行うこととしている。

かかる状況において、本市は、福島県の主要産業のひとつである医療関連産業の集積強化に向けた取り組みを推進する。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の医療関連産業の集積強化に向けた取り組みを推進するため、医療に係る技術水準の向上及び高度な医療の提供に関する事業について、立地企業への設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する大内新興化学工業株式会社（以下「対象事業者」という。）が、森宿地区において主力製品化を期待する新分野（医原薬）に係る製造設備増設のための設備投資を行うために必要な資金を貸し付ける事業。

②貸し付けの対象となる事業が計画の目標を達成するうえで中核となるものであることの説明

医療関連産業は、計画の目標に示すとおり、福島県における重点戦略業種として位置づけられている。

対象事業者は、現在、緑内障治療に関して東北大学と共同で微粒子に有効医薬成分を付着させることで効率的に患部まで到達させる新たな治療方法の開発に取り組んでいる。

緑内障は、日本人の20人に1人が罹患しているとされる疾病であり、治療には点眼薬が用いられてきたが、点眼で患部に到達する成分はごくわずかであり、患者への負荷や副作用が懸念されていたところである。対象事業者の取り組みは、今後進行する高齢化社会における対策としても、大きく寄与する研究の一つと考えられる。

今回貸し付けの対象となる事業は、医薬品原薬に係る製造設備の増設である。当該事業は、高品質かつ安価な医薬品の製造・提供に寄与するとともに、将来的には緑内障治療を含む新たな研究開発の製品化等にも資することが期待される。

さらに、投資の規模としても本市における化学工業の平均設備投資額を上回っている。

以上により、当該事業は計画の目標にある「福島県の主要産業のひとつである医療関連産業の集積強化に向けた取り組みを推進する」ために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第1号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社日本政策投資銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者は、高品質な医薬品原薬の製造に加え、東北大学と共同で新型の緑内障治療薬の開発に取り組む等、福島県内及び須賀川市内の創薬産業及び研究開発の一翼を担っている事業者である。

当該計画の実施により、高品質な医薬品原薬の製造が可能となることで、生産量の増加とともに地域の関連産業に売り上げの増加等の活性化が図られる。また、新規の雇用が発生することで、地域の安定的な雇用を創出するものである。

以上のことから、これらの効果は、本市の復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、須賀川市、株式会社日本政策投資銀行、対象事業者を構成員とする須賀川市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項に基づく協議を行った。